入札公告(事後審查:電子入札対象案件)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月7日

日本下水道事業団 契約職 西日本本部長 野村 充伸

公告No. 西計再 26-039

1 業務概要等

(1) 業務名 平成26年度宜野湾市下水道管路施設再構築基本設計(長寿命化)業務委託

(2) 業務内容 再構築基本設計(長寿命化計画)

- ① 施設名 伊佐処理区(管更生法他 Φ250~600mm L=0.9km)
- ② 公募範囲

長寿命化計画(基礎、詳細調査)

一式

長寿命化基本方針及び長寿命化計画等の策定

一式

(3) 履行期間

公募範囲

平成26年度~平成26年度

今回対象

契約締結日の翌日から 平成27年2月20日 まで

(4) 業務地

沖縄県宜野湾市地内

(5) 必要職種

公募範囲 土木 今回対象 土木

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条第1号の規定に該当し、かつ 同第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における平成25・26年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争) 参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 競争参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から建設コンサルタント業務に関し、以下の区域において指名停止を受けていないこと。

九州区域

(5) 同種業務の実績

過去10年間に、以下に掲げる同種業務の実績を有すること。なお、配置予定の管理技術者が管理技術者として同様の同種業務の実績を有する場合は、この実績を有する者とみなす。

① 業務内容

下水道管渠に係る再構築基本設計(実施計画)、再構築基本設計(長寿命化計画)、再構築基本設計(アセットマネジメント手法活用実施設計)、改築実施計画

(6) 保有する技術職員の状況

次のいずれにも該当しないこと。

- ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするもの)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道一下水道」とするもの)に限る。以下同じ。)の資格を有する者がいない場合。
- ② 1の(5)中(公募範囲)の欄に記載された各職種ごとに、以下の要件を満たす技術者を1人以上 保有していない場合。

ア 7年以上の実務経験(下水道実施設計・計画設計等下水道業務全般の実務経験をいう。以下 同じ。)かつ(5)①に掲げる同種業務に関する過去3年間に3件以上の実績を有すること。 (7) 当該業務の実施体制

次のいずれにも該当しないこと。

- ① 以下の要件をすべて満たす管理技術者を配置できない場合 ア 技術士の資格を有すること
 - イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として(5)①に掲げる業務の実績を有すること
 - ウ 手持ち業務量(契約金額500万円以上の業務に限る。以下同じ。)が10件以下であること
 - エ 平成25年度に行った業務の業務成績で60点未満の業務がないこと
- ② 1の(5)中(今回対象)の欄に記載された必要職種ごとにおいて、以下の要件をすべて満たす 担当技術者若しくは別紙により配置することができることとされた担当技術者又は暫定担当 技術者を配置できない場合。
 - ア 技術士の資格又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の実務経験を有すること(建築の担当技術者にあっては1級建築士の資格を有し、かつ管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の実務経験を有すること)
 - イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として(5)①に掲げる業務の実績を有すること
 - ウ 主な担当技術者(暫定担当技術者であるものは除ぐ。)の手持ち業務量が10件以下であること。 主な担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)とは、次の職種を担当する者とする。 土木
- ③ 以下の要件をすべて満たす照査技術者を配置できない場合 技術士の資格(建築にあっては1級建築士の資格)又は管理技術者、担当技術者若しくは 照査技術者として7年以上の実務経験を有すること
- 3 競争参加申請書の提出方法、提出先及び提出期限

本競争の参加希望者は、競争参加申請書を提出すること。なお、期限までに競争参加説明書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)によること。ファックスによるものは受け付けない。
- (2) 提出先 担当部局(日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル6階

電話 06-4977-2501 FAX 06-4977-2521

(10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで受付け。ただし、土曜日、

日曜日、祝日を除く)

- (3) 提出期限 平成27年1月15日 16時00分 まで
- 4 入札書の提出方法及び提出期間並びに開札日時及び開札場所

本業務は、入札及び5の申請書等提出を電子入札システムで行う対象業務である。電子入札システムにより難い者は、契約職の承諾を得た場合に限り紙入札に代えることができる。

- (1) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に契約職の承諾を受けて紙入札 方式による場合は、指定の書面により3(2)記載の担当部局まで持参又は郵送(書留 郵便に限る。)すること。ファックスによるものは認めない。
- (2) 提出期間
 - ① 電子入札による場合

平成27年1月23日 10時00分 から 平成27年1月28日 16時00分 まで (9時00分~18時00分の間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

② 紙入札による場合

平成27年1月23日 10時00分 から 平成27年1月28日 16時00分 まで (10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

提出先 3(2)の提出先に同じ。

- (3) 開札日時 平成27年1月29日 9時30分
- (4) 開札場所 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル6階 日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 入札室
- 5 競争参加資格確認申請書等の提出方法、提出先及び提出期限

本手続は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格の確認後に落札決定を行う事後審査方式手続である。

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)は、次のとおり競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出するものとする。

(1) 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を受けて紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)によるものとし、ファックスによるものは受け付けない。

なお、電子入札システムにより提出する場合においては、申請書等の合計ファイル容量が2MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

- (2) 提出先 担当部局(3(2)に同じ。)
- (3) 提出期限 開札日(当初の落札候補者の入札が無効になった場合等により、新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌々日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日)の16時00分まで

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 納付 (保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店)

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加申請書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札、競争参加申請書の提出のない者のした入札及び日本下水道事業団一般競争入札心得(電子入札用)において示した入札に関する条件等に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

日本下水道事業団会計規程(昭和48年規程第8号)第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はこの者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とすることがある。また、低入札価格調査を実施する場合は資料提出等の協力を行うこと。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 入札説明書の販売場所等

入札説明書を下記にて販売する。なお、郵送を希望する場合は、FAXにて申し込むこと。

一般財団法人 下水道事業支援センター大阪支部

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪センタービル13階

電話:06-6245-5105

FAX:06-6245-5107

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 3(2)記載の担当部局に同じ。
- (8) この公示に係る公募範囲(予定)の対象業務については、原則として本業務で配置予定の管理技術者、担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)及び照査技術者を変更できない。ただし、当該配置予定管理技術者の本業務における成績評定点が60点未満である場合は、当該配置予定管理技術者を本業務に引き続く公募範囲(予定)対象業務の管理技術者とすることができない。
- (9) 本業務は、今後に日本下水道事業団が公示又は公告する案件において管理技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、本業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- (10) 本業務のうち次の職種に関する業務は、今後に日本下水道事業団が公示又は公告する案件において担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)の手持ち業務の対象とする。ただし、本業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- (11) 担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)の補助として副担当者を配置することができる。
- (12) 副担当者の資格要件は、別紙に示す。